

あきる野市安全・安心まちづくり協議会 次第

日 時 令和7年2月6日（木）午後2時

会 場 あきる野市役所5階503会議室

1 開 会

2 挨 拶

3 委員の紹介

4 議 事

（1）あきる野市安全・安心まちづくり協議会の副会長の選出について

（2）あきる野市の犯罪発生状況等について

別添資料（五日市警察署、福生警察署）

（3）あきる野市の災害発生状況等について

別添資料（秋川消防署）

（4）市の取組について

【資料1】・・・地域防災課地域安全係

【資料2】・・・教育総務課学務係

【資料3】・・・こども政策課こども政策係

5 そ の 他

6 閉 会

交通安全情報

令和6年11月1日施行



自転車の飲酒運転禁止強化

～「酒気帯び」にも罰則適用！！～



道路交通法第65条第1項（酒気帯び運転等の禁止）

道路交通法第65条第1項の規定に違反して車両等（**自転車以外の軽車両を除く。**）を運転した者で、その運転をした場合において身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあったもの。

罰則

道路交通法第117条の2の2第1項第3号

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

さらに 【飲酒運転周辺者三罪の車両に**自転車が含まれます**】

◎酒気帯び運転をするおそれのある人に
車両（自転車以外の軽車両を除く）を提供してはいけません



車両提供罪（道路交通法第65条第2項、同法第117条の2の2第1項第4号）
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

◎酒気帯び運転をするおそれのある人に
酒類を提供し、または飲酒をすすめてはいけません



酒類提供罪（道路交通法第65条第3項、同法第117条の3の2第2号）
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

◎運転者が酒気を帯びていることを知りながら、自己を運送するよう要求
依頼して車両（自転車以外の軽車両を除く）に同乗してはいけません



同乗罪（道路交通法第65条第4項、同法第117条の3の2第3号）
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

自転車だからって甘く考えるな



NO



酒を飲んだら乗らない！

交通安全情報

令和6年11月1日施行



自転車を利用する皆さんへ ～運転中の携帯電話等使用等禁止について～



自転車も道路交通法の罰則が適用されます



変更

道路交通法第71条第5号の5

自動車、原動機付自転車又は自転車（以下この号において「自動車等」という。）を運転する場合においては、当該自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置を通話のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置に表示された画像を注視しないこと。

具体的には

携帯電話等使用等（保持）



携帯電話等（スマートフォンなど）を手に持ち通話のために使用しながら自転車を運転した場合



携帯電話等（スマートフォンなど）の画面に表示された画像を手で保持して注視しながら自転車を運転した場合

罰則：6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金
【道路交通法第118条第1項第4号】

具体的には

携帯電話等使用等（交通の危険）



携帯電話等（スマートフォンなど）を使用又は画像を注視しながら自転車を運転して、事故などの交通の危険を生じさせた場合

罰則：1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
【道路交通法第117条の4第1項第2号】

ながらスマホは事故の元、交通ルールを守りましょう！

街とともに。人とともに。
FOR MORE COMMUNICATION

警視庁



交通事故を防ぐ、簡単だけど、効果のある方法が満載！

TOKYO SAFETY ACTION
<https://www.safetyaction.tokyo/>



火災を未然に防ごう！

たばこ



NO！寝たばこ・不始末

ストーブ



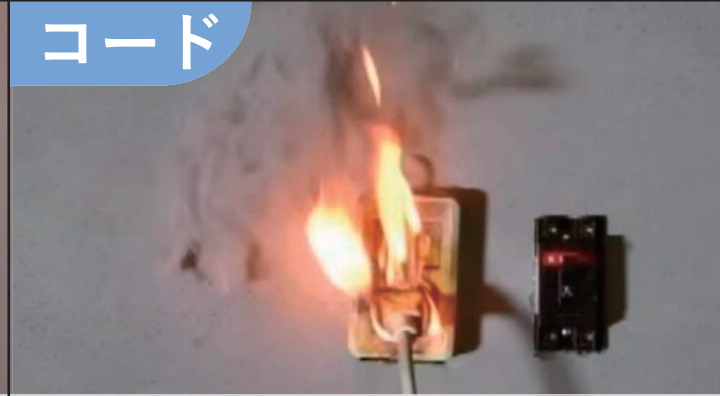
NO！近くにモノ・つけっぱなし

こんろ



NO！よそ見・離れる

コード



NO！ほこり・折れ曲がり

防災品

「防災品」は、燃えにくく加工された製品で、小さな火に接しても簡単には燃え広がりません。下のマークが目印です。エプロンや寝具などに防災品を取り入れてみてはいかがでしょうか。



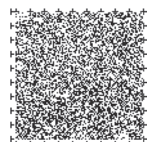
！ 悪質な訪問販売等に注意 ！

消防職員が消火器・住宅用火災警報器を販売することはありません！

万が一、悪質販売の被害にあってしまったら、クーリングオフ制度を活用して解約することができます。詳しくは、区市町村の消費者生活相談センターにご相談ください。

ご相談・お問い合わせは、お気軽に最寄りの消防署へ

詳しくは、東京消防庁ホームページへ <https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp>



本リーフレットは、目の不自由な方へ情報提供できるように視覚障害者用音声コードと位置認識のための切込みを入れています。専用読み取り機によりコードの読み取りをすると、音声に変換され、文書内容が読み上げられます。
※ 専用読み取り機の給付等については、区市町村の障害福祉担当課へお問い合わせください。

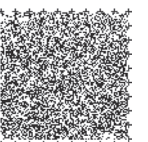
年間1600件以上の住宅火災が発生



火災からあなたを守る
2つの道具をご紹介します！



東京消防庁
TOKYO FIRE DEPARTMENT

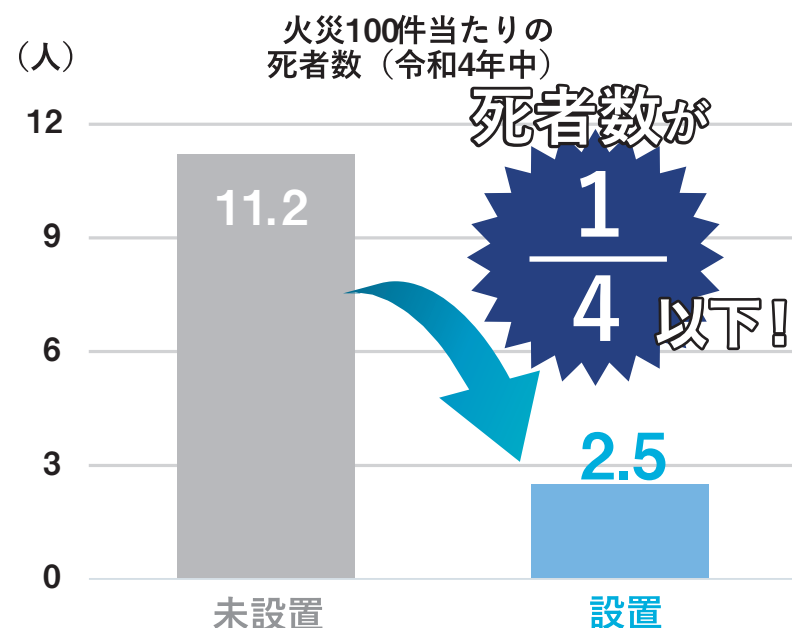


10年交換！ 住宅用火災警報器



効果

火災を知らせる警報器が
設置されている場合は、
死者数が**4分の1**
以下に抑えられています。

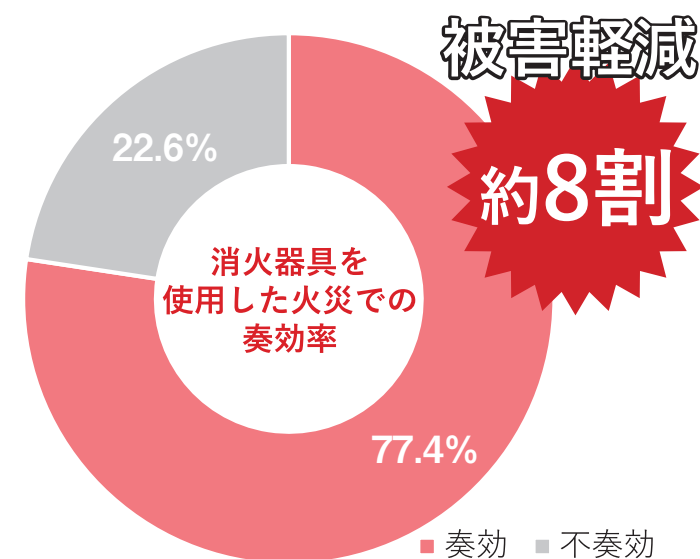


持っていますか？ マイ消火器



効果

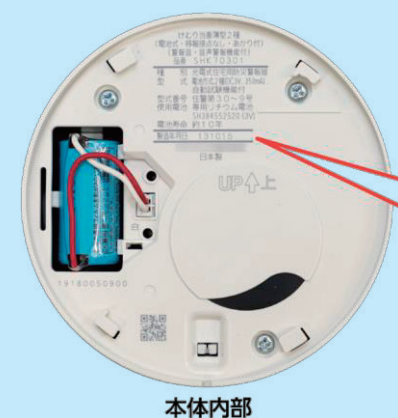
万が一、火災が発生しても、
消火器具を使用した場合は、
約8割が**被害軽減**
につながっています。



※『令和5年版火災の実態』より引用

交換

設置後**10年**を目安に**交換**しましょう！
故障や電池切れでは火災を感知しません。



ふたを外すと
製造年月日を確認できます。

製造年月日 13 10 15

※2013年10月15日（製造）と表記されています。

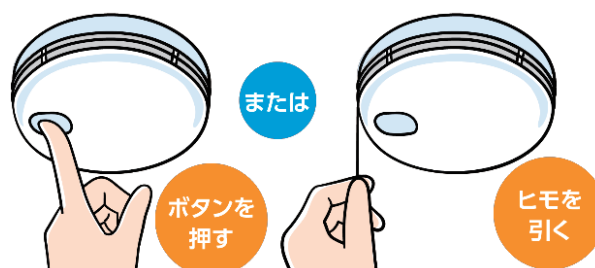
わが家は設置から、
何年経ったかな？



点検

半年に1回は点検しましょう！

正常な場合は、正常を知らせる
警報音が流れます。
音が鳴らない場合は、電池切れ
や故障の可能性があります。



設置

ご自宅に備えましょう！

火災はいつ発生するか分かりません。



※左から消火器、住宅用消火器、エアゾール式簡易消火具

備えるメリット

- ① **さまざまな火災に対応！**
電気・油火災にも効果的
- ② **早い初期消火が可能！**
持ち運び◎、使い方簡単

水では消せない
てんぷら油火災でも、
消火器なら安心だね



使用方法



処分方法

消火器を廃棄する場合は、自治体又
は消火器リサイクル推進センターに
お問合せください。

消火器リサイクル推進センター
TEL 03-5829-6773

家電量販店、ホームセンター、地域の電器店、防火設備取扱店などで購入できます。

救急車の適時・適切な利用にご協力ください

タクシーだと
お金が
かかるので…

速いなあ！
急げっ！

薬が
なくなりそう

蚊にさされて
かゆい！

え？

救急車はタクシー
がわりでは
ありません！

そんな理由で
呼ばないで！

救急車はまだ？

救急車は
必要な人に届けましょう！

—— 緊急時は、ためらわず119へ ——

病院  ? 救急車  ? 迷ったら

#7119

24時間365日対応の相談できる電話窓口へ

こちらからもつながります★ ☎03-3212-2323 ☎042-521-2323

東京版救急受診ガイドもご利用ください！

病気やけがの緊急度、医療機関での受診の必要性、受診する科目などが確認できます。



東京消防庁



東京消防 検索

<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp>

東京消防庁公式アプリ配信中！！



リサイクルマーク

このマークは、資源の再利用を
促すために設置されています。

12110-061219

安全・安心に関する市の取組（地域防災課 地域安全係）

【防犯対策】

1 防犯カメラの設置

(1) 駅周辺の駐輪場などへの設置（18箇所）

東 秋 留 駅	北口第1駐輪場、北口第2駐輪場
	南口第1駐輪場、南口第2駐輪場、南口第3駐輪場
秋 川 駅	北口東側駐輪場、北口西側駐輪場
	北口ロータリー、南口第1駐輪場
武蔵引田駅駐輪場	
武蔵増戸駅	駅前ロータリー、武蔵増戸駅駐輪場
武蔵五日市駅	駅前ロータリー、駅高架下駐輪場
山田交差点（伊奈ハイツ敷地）	
秋留野広場前（2箇所）	
秋川体育館西側入口前	

(2) 警察署へ記録媒体の提供

年 度	件数	年 度	件数	年 度	件数
平成23年度	7	平成28年度	5	令和3年度	7
平成24年度	5	平成29年度	9	令和4年度	9
平成25年度	13	平成30年度	10	令和5年度	9
平成26年度	2	令和元年度	13	令和6年度	10
平成27年度	1	令和2年度	12	(令和7年1月末現在)	

※捜査案件の詳細は不明

2 不審者・犯罪情報等の発信

(1) 五日市・福生署管内の防犯協会役員、発生場所付近の町内会長・自治会長へファックス等で情報提供

(2) 特殊詐欺に関わる情報及び強盗被害対策などを市メール配信サービスによる周知

※登録者数（防犯情報）；14,345人（令和7年1月末現在）

3 青色回転灯装備防犯パトロール車（青パト）によるパトロール
登録車両3台

- ・地域防災課；不審者、特殊詐欺対策
- ・教育委員会；通学路パトロール
- ・都市政策課；公園パトロール
- ・環境政策課；熊対策

4 防犯パトロール活動に対する支援

(1) 町内会・自治会、PTA、ボランティア団体など、自主的に防犯パトロールを行う団体に対し、防犯パトロール用ベストや腕章を支給。

(2) わんわんパトロール事業

市内在住の方が、飼い犬と散歩しながら防犯パトロールを行うことで、地域の安全・安心なまちづくりに繋げることを目的に事業を実施。

令和7年1月末現在 登録者数 747人

今年度登録者60人（集団接種44人、窓口受付16人）

5 防犯啓発看板及び横断幕の設置

不審者の情報のあった周辺に「不審者注意」などの看板を随時設置。

毎年5月、10月に防犯対策のPR及び意識啓発を目的に横断幕を設置。

6 防災行政無線による注意喚起

- ・子どもの見守り放送
- ・警察署から依頼があった場合（状況により放送）

7 自動通話録音機の貸与事業

市内在住の65歳以上の高齢者を対象

年 度	台 数	年 度	台 数
平成27～28年度	140	令和3年度	339
平成29年度	150	令和4年度	239
平成30年度	264	令和5年度	314
令和元年度	270	令和6年度 (令和7年1月末現在)	131
令和2年度	569		

8 注意喚起チラシの配布等による啓発活動

産業祭、夏まつりなどの市民が集まる機会を活用し、警察署、防犯協会と連携した注意喚起

【交通安全対策】

1 通学路等における児童等の安全確保対策

警察署、教育総務課、建設課、地域防災課で合同安全点検を実施。
(福生警察署管内1回／2か月、五日市警察署管内1回／年)

2 園児等の移動経路における交通安全の確保

「お散歩コース」などの安全を図るため、警察署と市（保育課等関係部署）による合同安全点検等を実施。

3 『7歳児』の交通安全啓発

年齢別歩行中死傷者数の構成率では7歳が突出していることから、市内保育園・幼稚園の年長クラス（5歳児）の保護者に対して、3月頃に啓発チラシを配布。

4 中学生の交通安全教育

スタントマンによる交通安全教室を実施。

市内公立中学校で3年に1度受講できるよう、毎年2校ずつ開催。

年 度	学校名	年 度	学校名
平成28年度	秋多・東中学校	令和3年度	五日市・増戸中学校
平成29年度	西・御堂中学校	令和4年度	秋多・東中学校
平成30年度	五日市・増戸中学校	令和5年度	西・御堂中学校
令和元年度	秋多・東中学校	令和6年度	(五日市)・増戸中学校

※令和2年度（西・御堂中学校）は、コロナにより未実施

5 自転車用ヘルメット助成事業

自転車利用時のヘルメット着用普及促進及び自転車事故被害の軽減を図るため、自転車用ヘルメットの購入費用の一部補助を実施。

・令和5年度 1,009人

・令和6年度 855人（1月末現在）

6 交通安全啓発看板設置

歩行者などの安全確保のため、信号機のない横断歩道、見通しの悪い交差点及び速度超過車両への注意喚起など看板を設置。

【その他】

〔参考〕

防災行政無線確認ダイヤル

防災行政無線の内容を確認したい場合、電話で聞くことができるサービスです。

- ・フリーダイヤル 0120-558-540

市内の固定電話から利用可能です。

- ・有料ダイヤル 042-558-7777

携帯電話など、その他の電話からは有料ダイヤルを利用してください。

※放送の24時間後まで聞く事ができます。

※定期的に放送しているものは除きます（夕方のチャイム、下校時放送など）。

子どもの安全対策の取組について（教育総務課）

学校や通学路における事件・事故が大きな問題となっている近年の状況を踏まえ、子どもたちが安心して教育を受けられるよう、学校や通学路における子どもの安全確保を目的として、地域住民等の参画により、地域の実情に応じた見守り活動等を行っています。

1 登下校の見守り

（１） 学校安全ボランティア等によるもの

町内会・自治会等を中心とした学校安全ボランティアにより実施

（学校安全ボランティア登録者数：８１４人（令和７年１月２９日現在））

（２） ＰＴＡ等によるもの

各学校において、ＰＴＡや地域の子ども会等により登校時を中心に実施

2 スクールガードリーダーによる巡回

３人のスクールガードリーダー（警察官ＯＢ）による、通学路の巡回及び学校安全ボランティアへの指導・助言

巡回区域は、次の学校区とし、１校に付き月１回巡回。巡回状況については、学校へ報告

・東秋留小学校、西秋留小学校、南秋留小学校、一の谷小学校

・多西小学校、草花小学校、屋城小学校、前田小学校

・増戸小学校、五日市小学校

3 防犯パトロール

（１） 市職員によるパトロール

ア 通年実施のもの

登校・下校時間帯に１週ずつ交互に実施。青色回転灯付車両を活用

（今年度４８回実施予定 令和７年１月２９日現在）

時間 登校時 ７時３０分から８時３０分まで

下校時 １４時３０分から１５時３０分まで

主な巡回場所 登校時 小・中学校周辺、草花いずみ通り、草花通り等

下校時 小・中学校周辺、東中東側農道、網代地区夕日橋付近等

イ 学期の始めに実施するもの

各学期始めの１０日間程度、東地区、西地区を交互に、低学年の下校時間帯に実施

（今年度３９回実施 令和７年１月２９日現在）

（２） 町内会・自治会等を中心とした見守り隊により実施（学校安全ボランティア）

4 登下校の安全確保のための取組

（１） 通学路点検

教員等により、通学路の安全点検を実施。点検結果は、学期毎に教育委員会へ報告

(2) 市内道路合同安全点検

学校から危険性が指摘された箇所については、教育委員会、市の道路管理所管部署、交通安全所管部署及び警察署と合同で現場確認、周辺状況の点検を実施

合同点検の結果により、危険性が指摘された箇所については、担当部署にて対応を検討し、安全対策を実施

(3) 防犯カメラの設置

登下校時の見守りを補完するため、市内50箇所（小学校1校につき5台）に防犯カメラを設置

(4) 交通安全推進員の配置

小学校の登下校時間に、子どもの通学案内を行う交通安全推進員を配置（32箇所）

5 児童による防災行政無線を使用した下校時の見守り放送

交通事故の未然防止や不審者への抑止力向上を図るための取り組みとして、防災行政無線を使用した見守り放送を実施

小学校の代表児童による、地域の皆さんに、安全を見守っていただくよう子どもの声による放送を実施

【令和6年度代表児童選出学校】

西秋留小学校、屋城小学校、南秋留小学校、草花小学校、一の谷小学校

※前田小学校、増戸小学校、東秋留小学校、多西小学校は令和5年度に実施済み

※五日市小学校は令和3年度に実施済み

※令和7年度も継続予定

6 学校安全推進会議及び学校安全講習会

教育委員会、学校及び学校安全ボランティア等との情報共有を図る

学校安全に関する基本知識・技能を習得するため、有識者を講師とした講習会を実施

※なお、新型コロナウイルス感染症の影響などにより開催を見送っていたが、昨今の社会状況の変化に伴い再開に向けて改めて内容を検討している。

「子どもの危機管理」における取組体制について

○子どもの危機管理における取組体制について

市では、地域の宝である子どもを主役に据えたまちづくりを推進していくに当たり、地域社会全体で子どもを守り、育てるための取組が必要不可欠であると考えております。

このため、子どもの安全・安心を確保するため、関係機関と連携を図り、情報を共有することなどにより、子どもを犯罪などから守るための取組を行う体制を構築しております。子どもを取り巻く危機に関する情報の収集や発信、対策等の中心的な役割について、こども家庭部長が「子どもの危機管理官」として担い、こども政策課をはじめ、指導担当課長や地域防災課長、健康課長などの関係各課による「子どもの危機管理会議」を設置しております。

会議の構成員となっている関係各課の職員は、学校や警察などそれぞれの所管に係る関係団体の皆様から不審者の情報などを得た場合には、危機管理官に報告することとしております。

関係各課との情報共有、関係団体への情報提供

